

(背景)

- ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行
「移動等円滑化の推進に関する基本方針」を制定
⇒ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の車両の開発が促進
- ・国内の自動車メーカーによる従来のタクシー専用車両の製造・販売が終了し、着実に新しい車種への車両の更新が着実に進行
- ・東京都内では、国及び都による導入費補助の活用により、UDタクシーの導入が促進
(2021年4月現在 13,700台[都内タクシーの45%])



東京都屋外広告物条例による車体利用広告の規格を
主たる車種に合わせた規格に最適化する検討の必要性が高まる

タクシーの車体



セダンタイプタクシー
全長×全幅×全高
=4,690mm×1,695mm×1,525mm



UDタクシー（ジャパンタクシー）
全長×全幅×全高
=4,400mm×1,695mm×1,750mm

東京都屋外広告物条例におけるタクシーの車体利用広告の規格

○条例上の取扱い

道路は禁止区域であるため、禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等として許可（条例第15条）

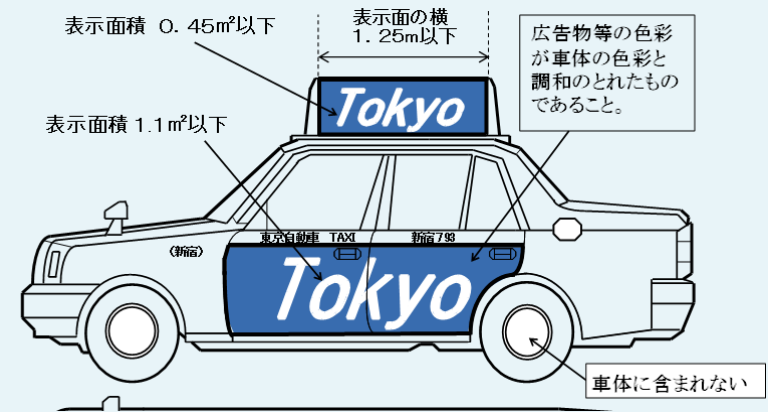
○車体利用広告の規格

条例施行規則により、規格を規定

ハイヤー及びタクシーの外面を利用する広告物等の規格

規則制定年	内容
平成15年	①ドア部分各側面 1.1㎡ ②車体屋根部（トッパー） 縦0.36m横1.25m以下で面積0.45㎡以下
以降 規則改正なし	

ハイヤー及びタクシーの外面を利用する広告物の条例上の取扱い



○規格等検討小委員会（令和3年2月19日）

- ・ 検討に必要な基礎情報等を説明し、委員と意見交換を実施
- ・ 今後、規格等検討小委員会において規格のあり方を検討していくことを確認

◇主な意見

- ・ 他の大都市の規格との比較及びデザイン審査の現状を把握した上で検討したい。
- ・ 都内のタクシー事業者から現状や今後の展望などについてヒアリングを行いたい。

○今後の予定

規格等検討小委員会にて、規格の最適化に向けた審議を実施し、本審議会へ報告